相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市須磨区大田町七丁目七番地の一、最後の住所神戸市須磨区大田町七丁目四番一号　被相続人　亡　尾﨑　尚男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十一日

神戸市中央区相生町一丁目二番一号東成ビル三階　中神戸法律事務所

相続財産管理人　弁護士　野上真由美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県大田市大代町大家九七六番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　縄手　和雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十一日

事務所島根県出雲市今市町八六九番地七信和ビル二階

相続財産管理人　弁護士　金山　孝治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市東区城浜団地一番地四三、最後の住所福岡県福岡市東区雁の巣一丁目七番二五号　被相続人　亡　佐藤スエ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

信託事務終了公告

今般左記特定社債に関する信託事務を終了いたしましたので、担保付社債信託法第五十八条に基づき公告いたします。

平成二十六年十一月十一日

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号山王パークタワー　ドイチェ信託株式会社

ＳＣＧ１９特定目的会社第１回物上担保付特定社債（適格機関投資家限定）

総計算書（単位　円）

区分	総額	支払額	未払額
元金	五三、五一三、〇〇〇、五〇〇	五三、五一三、〇〇〇、五〇〇	〇
利金	二、八八〇、五二八、八三三	二、八八〇、五二八、八三三	〇
計	五六、三九三、五三一、三三三	五六、三九三、五三一、三三三	〇

平成二十六年十一月十一日

事務所福岡県久留米市城南町二二番地三〇

相続財産管理人　司法書士　冨永　恵美

無縁墳墓等改葬公告

誓願寺墓地内の墳墓使用状況適正化のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十六年十一月十一日

一、墳墓等所在地　青森県弘前市新町二四七番地

一、墳墓等の名称　浄土宗誓願寺境内墓地、工藤家墓、八代家墓、斎藤家墓七基、伴家墓、谷口家墓四基

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　青森県弘前市新町二四七番地　宗教法人誓願寺　代表役員　小坂匡宏

債権申出の公告（第二回）

当社は、平成十四年十二月三日に商法第四〇六条ノ三第一項の規定により解散し、平成二十六年十月二日に東京地方裁判所より清算人選任決定がありましたので、当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年十一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月十一日

東京都江戸川区篠崎町三丁目一〇番一一三号

株式会社新盛商事

清算人　上田　慎

（連絡先　東京都千代田区大手町一丁目七番二号東京サンケイビル一八階梶谷綜合法律事務所）

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年十一月十一日

千葉市美浜区ひび野二丁目一番地一ＱＶＣＳＱＵＡＲＥ　Ｄ・ホールディングス株式会社

代表取締役　柳原　正文

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所	株式の種類及び数
宮本　昌雄　千葉県市川市高石神七一番地	普通株式　六四〇株
小野　良三　東京都港区芝白金今里町八四番地	普通株式　五一二株
梅田　英一　東京都中央区日本橋呉服橋三丁目三番地五	普通株式　三五二株
南部松若丸　東京都港区芝東町一二番地　山本長治様方	普通株式　三二〇株
井出　欽吾　北海道厚岸郡厚岸町真竜町	普通株式　一六〇株
田村　彦七　栃木県足利市通二丁目六〇番地	普通株式　一六〇株
横井三武郎　東京都大田区新井宿四丁目一〇二六番地	普通株式　一六〇株
吉川　篤治　東京都八王子市八幡町二〇番地	普通株式　一六〇株
青木熊次郎　東京都江戸川区江戸川五丁目二六番地	普通株式　一二八株
染谷ミチ子　千葉県市川市行徳町新田五九二番地	普通株式　一二八株
保谷　範曹　東京都江東区亀戸町八丁目一〇〇番地	普通株式　一二八株
武藤　直吉　東京都江戸川区平井四丁目一七二三番地　田辺貞雄様方	普通株式　一二八株
渡辺勝次郎　東京都荒川区町屋一丁目八九三番地	普通株式　一二八株
青山虎次郎　東京都文京区水道二丁目一〇番地三	普通株式　六四株
花沢　元次　東京都豊島区巣鴨七丁目一六四〇	普通株式　三一株
山川　きよ　千葉県佐倉市上志津一六五六番地　東昌吉様方	普通株式　三一株

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 26 年 11 月 11 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。